

## 令和 6年 死亡災害発生事例（建設業）

（令和6年12月31日集計 「脳・心臓疾患」、「精神障害」、「新型コロナウイルス感染症」に係るもの及び調査中のものは除く）

埼玉労働局

番号	発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらし	事故の型	起因物
1	1月	10時	建設業 (土木)	1～9人	65～69歳代	道路（公道）端部に埋設された集積柵の清掃作業後、同柵のふたを閉じる準備作業を行っていたところ、同僚の運転する車両に轢かれたもの。	交通事故	トラック
2	2月	14時	建設業 (土木)	1～9人	20～24歳代	立木の伐倒作業において、自ら伐倒していた立木が裂け、激突されたもの。	激突され	立木等
3	2月	14時	建設業 (土木)	10～49人	40～44歳代	敷地内の舗装面を均すため、整地用機械を使用していた被災者が、重機の操作をしながら、重機とともに後進した際に、重機とプラットホームに挟まれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬・積み込み用機械
4	5月	15時	建設業 (土木)	1～9人	20～24歳代	被災者がドラグショベルの車体後部で倒れているのを発見されたもの。発見された際、ドラグショベルのエンジンはついた状態であった。	はさまれ、巻き込まれ	掘削用機械
5	5月	9時	建設業 (土木)	1～9人	75～79歳代	橋脚の工事において、クレーン機能付きドラグショベルを用いて、材料を吊り上げ、回転させたところ、台船上から重機ごと川へ転落したもの。	墜落・転落	移動式クレーン
6	6月	14時	建設業 (その他)	1～9人	20～24歳代	作業のため、屋根上を歩き移動したところ、高さ約8mのガラス製の天窗を踏み抜き、墜落したもの。 災害発生時、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった。	墜落・転落	屋根、梁

番号	発生日	発生時間帯	業種	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらし	事故の型	起因物
7	6月	14時	建設業 (土木)	1～9人	50～54歳代	河川工事に伴う伐採作業において、伐木した木が「かかり木」となった。被災者は、かかれた木の伐木作業を行っていたところ、かかれた木が被災者のいる方向に倒れてきて下敷きになったもの。	激突され	立木等
8	9月	11時	建設業 (土木)	1～9人	60～64歳代	井戸のさくせん作業中にサクセン機械（井戸を掘る機械）に頭部を挟まれたもの。	はさまれ、 巻き込まれ	その他の一般動力機械
9	12月	10時	建設業 (土木)	1～9人	65～69歳代	頭部を負傷した被災者が、土の地面に倒れている状態で発見されたもの。負傷前、被災者は脚立を使用して、生垣の剪定作業を行っていた。作業時、保護帽は着用していなかった。	墜落・転落	はしご等
10	12月	16時	建設業 (土木)	1～9人	80～84歳代	片側2車線の国道の中央分離帯の草刈り作業等を行っていたところ、走行してきた4トントラックにはねられたもの。	交通事故	トラック